

## 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する意見書 目次

1	奥西委員意見書	1
2	田村委員意見書	9

# 質問書：武庫川水系河川整備計画（原案）に関する質問事項（改訂）

武庫川流域委員会 委員長 松本 誠殿

2010年2月1日 委員 奥西一夫

武庫川流域委員会における審議の能率を図るため、1月26日の第55回流域委員会で提示・配布された原案に対する質問事項をとりまとめます（1月22日付質問書を一部改訂）。本質問書の取扱いについては、流域委員会及び運営委員会での協議にお任せします。なお、第56回流域委員会における県側の説明にもとづいて、この質問書はその都度改訂したいと考えています。

## 1．整備計画の基礎となるデータについて（2．以下と一部重複）

### 1.1 目標治水安全度について

これまでの流域委員会の席上、基本方針に関する審議の中で整備計画にも議論が及びましたが、そのなかで兵庫県側から「30年確率の洪水を防止することは下流住民の悲願であり、これを無視することは許されない」との強い意見が出されました（例えば当時の田中参事）。ところが原案にはそのような住民の悲願を無視したような内容しか見られません。このような整備計画を策定するについて、流域住民（下流住民に限らず）に対する説明責任をどのように果たすつもりなのか、極めて疑問に思います。

これまでの流域委員会では、県側から、「治水計画はまず治水安全度を設定して計画洪水ハイドログラフを求め、それを安全に流せるような対策を定めるものである」との説明がなされました（例えば第7回流域委員会資料4）。ところが原案では「今後約20年間にわたって実施する治水計画を定める」、「戦後最大洪水 3510m<sup>3</sup>/s を安全に流せることを目標とする」旨が記載されていますが、治水安全度や流量統計、ハイドログラフへの言及がありません。この点について説明を求めます。

河川整備計画は治水基準点で武庫川が溢れないようにするだけのものではありません。原案の41ページには名塩川合流点から下流の区間について、基本方針の河道分担流量が示されていますが、整備計画の河道負担流量が示されておらず、名塩川合流点よりも上流についてはどちらも示されていません。また、一部区間では「昭和62年から実施している河川改修事業の河道負担流量」という、基本方針にも整備計画にも位置付けられていない流量が参照されていますが、これと「戦後最大洪水 3510m<sup>3</sup>/s を安全に流せることを目標とする」という目標との間の整合性を説明して下さい。

### 1.2 河道計画について

原案では河床掘削によって洪水流下能力を上げることが書かれていますが、どのような河道を造ってゆくのか、特に安定河床縦断形をどのように設定しているかが明らかでないので、河道掘削の長期的効果が理解できません。これについて説明して下さい。その中で河道掘削を行う区間と行わない区間の境界で河床高にギャップを生じるように思われますが、洪水時に不安定な土砂移動や、極端な場合にはパイピング破壊が起らないかについて、説明を求めます。

流域委員会のこれまでの審議で、河床の粗度係数をいくらに設定すべきかについては意見が分

かれましたが、粗度係数の設定が河道の洪水流下能力に大きく影響することが共通認識となりました。原案では粗度係数を小さく保つためにどのような努力をすることとしていますか？また計画上の粗度係数をどのように設定していますか？

### 1.3 整備計画の効果について

本整備計画にもとづく河川整備をおこなっても、武庫川流域の水害ハザードが基本的に変わらないとすれば、多額の税金をこれに投入する必然性が疑われることとなります。整備計画の効果の予測の一例として、ハザードマップがどのように変化するかを予想を示すことが望まれます。もしハザードは変化しないと言うことであれば、リスクがどれだけ変化するかについて質問します。

## 2. 第2章について

### 2.1 第2章第1節の8 砂防事業の沿革

「このような整備により、昭和13年の阪神大水害においても・・・大きな被害を受けなかった」との評価ですが、大きな被害を受けた表六甲地区では整備が不十分、あるいは不適切だったのでしょうか。あるいは別の所に原因があったのではないのでしょうか。

### 2.2 第2章第1節の11 内水面漁業

ウナギやアユの減少に対して潮止め堰や床固工の設置は無関係であったと言えるのでしょうか？

### 2.3 第2章第2節の1の(1)の ア 下流築堤区間

この区間内の天井川区間については何も課題が挙げられていませんが、天井川の治水上の問題は無視して良いのでしょうか？

図2.2.4で築堤区間については「河道満杯まで水位がきた場合の現況流下能力」が示されていませんがその理由は？（掘り込み区間でも護岸の決壊や護岸背後の盛土地盤の陥没などがおこっており、河道満杯まで高水を流せるとは言い切れません。また築堤区間でも堤防が強化されれば、河道満杯まで水位が来ても破堤しないとの想定が可能です）

図2.2.5に示されている資産は公的に保護されるべき資産ですか？（ちなみに税金を使って保護されるべき私有財産とそうでない私有財産があるとすれば、両者の区別は何ですか？）

### 2.4 第2章第2節の1の(1)の イ 下流部掘り込み区間

生瀬大橋上流について生瀬大橋下流と同程度の安全度を確保する必要があるとしていますが、そこでいう同程度の安全度とは何で、具体的に流量としてはどの程度ですか？そしてそれと戦後最大洪水とは整合しますか？

### 2.5 第2章第2節の1の(1)の 堤防強化

堤防強化の具体的目標は何ですか？それとも精神的な目標設定に留まりますか？

## 2.6 第2章第2節の1の(1)の高潮対策

津波対策についてはどのように考えていますか？

## 2.7 第2章第2節の1の(1)の排水ポンプの運転調整

最後の文の中継ポンプ場の排水ポンプとはどういうものですか？現行のポンプ停止基準は原案の目標安全率と整合していますか？

## 2.8 第2章第2節の1の(2)のA 防災調整池の設置指導

現行の技術基準は30年確率の降雨を対象にしていますが、原案の戦後最大洪水との整合性を考えた場合、現行基準を変える必要はありませんか？

## 2.9 第2章第2節の1の(2)のイ 学校・公園での雨水貯留の取り組み

今後の課題は何ですか？（現行で十分？）

## 2.10 第2章第2節の1の(2)のウ 森林の保全と公益的機能向上

森林の面積率も考慮した流域全体としての森林の利水機能の保全策を明示して下さい。

## 2.11 第2章第2節の1の(3) 減災対策

佐用川の洪水について、「過去に経験のない」とあいまいな表現がされていますが、「過去」とは具体的にどれだけの期間を指しますか？確率論的にはどのように位置づけられていますか？

## 2.12 第2章第2節の1の(3)の 水害リスクに対する認識の向上

今後の具体的な課題を示して下さい（現状で十分？）

## 2.13 第2章第2節の1の(3)の のA 市の水防活動や避難勧告等の・・・

表2.2.2の内容について、各市での活用の状況を示して下さい。この状況は十分であり、課題を示す必要はないのでしょうか？

## 2.14 第2章第2節の1の(3)の のイ 住民の自主的な避難の支援

インターネットで配信されている県の情報は、無降雨時にはアクセスが用意ですが、大雨時にはアクセスが多くなり、情報が表示されるまでに極めて長時間（1時間以上）を要することが少なくありません。この状況は改善する必要があると思いますが、県の現状認識は？

## 2.15 第2章第2節の1の(3)の のウ 水防体制の強化

現行の水防体制について、次の3つに分けて具体的に説明して下さい。

河川整備レベル以下での水防活動

河川整備レベル程度の洪水の時の水防活動

河川整備レベルを超える超過洪水時の水防活動

## 2.16 第2章第2節の2の(1) 正常流量の確保

流水の正常な機能の維持に必要な流量を明示して下さい。

## 2.17 第2章第2節の2の(3) 水循環

現況で水循環の健全性は確保されていると評価されますか？そうでないとすれば課題は何ですか？

## 2.18 第2章第2節の3の(1) 動植物の生活環境の保全・再生

高水敷および堤防上の植生管理の現状は？課題はありますか？鳥類の生活環境としての洪水敷きおよび堤防上の植生に関する課題について説明して下さい。

## 2.19 第2章第2節の4の(1) 河川の維持管理

ここだけに「限られた財政の中で」という記述がありますが、河川の維持管理の予算が特に限られているという事情があれば説明して下さい。

## 2.20 第2章第2節の4の(3) モニタリング

モニタリング地点の位置,モニタリング項目,モニタリングデータの活用状況を示して下さい。

# 3. 第3章について

## 3.1 第3章第1節の2 河川整備計画の整備目標

「戦後最大の洪水と同規模の洪水」は治水安全度ならびに洪水の生起確率とどのように関連づけられますか？

戦後最大洪水(昭和36年6月27日)のハイドログラフと主要地点での最高水位を示して下さい。可能なら、不等流計算または等流計算による水位縦断図の形で示して下さい。

前記戦後最大を上回る流量または水位の記録があれば教えて下さい。

計画対象期間を概ね20年とすることと、治水安全度の整合性について説明して下さい。第55回流域委員会では「整備計画で30年確率の洪水に対処することは下流住民の悲願であるとされたが」との質問に対して、「それは決して無視しない」とのお答えがありましたが、そうすると、整備計画案の言う20年の計画対象期間終了後の10年間で上記の悲願に答えるということでしょうか。

計画対象期間内の概略的なタイムスケジュールを示して下さい(調査,計画,工事,評価などの各段階について)(これは概略20年で達成可能かどうかを検討するためで、整備計画に基づいて作成されるであろう実施計画を検討するためではありません)

## 3.2 第3章第1節の2の(1) 想定氾濫区域内の人口・資産規模

猪名稲川の目標水準を戦後最大洪水としている理由は？

流域内の資産の保全について、受益者負担の考え方はとられているか？あるいは私的利益を公的施策で保護するというポリシーは確立しているか、および、上流域での農地水害と同様に保険・共済でカバーするという考え方をしないか、について教えて下さい。

### 3.3 第3章第1節の2の(2)のイ 千叅ダムの治水活用や新規ダム建設の課題

「ダム選択への社会的な合意形成にそれぞれ多大な時間を要する」とありますが、その主な自由を上げてください。また「環境保全に配慮したとしても」との前提条件をつける理由を明らかにしてください（「配慮」は十分条件か、そうでなければ「配慮する」だけで十分か？）

### 3.4 第3章第1節の2の(2)のウ 喫緊の課題に対応でき、早期に・・・

平成16年に河川改修事業の目標流量 $2,600\text{m}^3/\text{s}$ を超える $2,900\text{m}^3/\text{s}$ が発生したが、溢水も破堤も起こらなかったのはなぜか、これらの地点における今後の $2,900\text{m}^3/\text{s}$ 洪水時のリスクは何か、このリスクへの対応策は何か、について教えてください。

### 3.5 第3章第2節の2 整備計画の対象期間

概ね20年とする理由を示してください。第55回流域委員会で必要事業費の説明がありましたが、財源の見通しを教えてください。

### 3.6 第3章第3節の1の 下流部築堤区間（河口～仁川合流点）

流量統計と流域内各地点での目標流量を示してください（前出）

### 3.7 第3章第3節の1の 下流部掘込区間（仁川合流点～名塩川合流点）

「当面は」として戦後最大（ $2,700\text{m}^3/\text{s}$ ）よりも低い目標流量が設定されていますが、当面の目標はいつまでにクリアするのか、また概ね20年以内に戦後最大をクリアする目途があるのかを教えてください。

### 3.8 第3章第3節の1の 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川

ここでは「当面は」と断らないで直下流の整備区間の流下能力を考慮し、戦後第2位の洪水を目標流量にしている理由を教えてください。

表3.3.2の目標流量設定地点名を示してください。

### 3.9 第3章第3節の1の 下流部築堤区間及び支川の堤防強化（・・・）

ここでは計画高水位以下の洪水に対する堤防強化しか書かれていません。計画洪水位～満堤水位、および溢水時~~の~~破堤防止は超過洪水対策に属すると思いますが、これについてはどこにも書かれていないようです。堤防強化技術の観点から、計画水位で線引きする理由があれば教えてください。

### 3.10 第3章第3節の2 流域対策

$30\text{m}^3/\text{s}$ は見込み量だと思いますが、目標として $30\text{m}^3/\text{s}$ 以上と表現しない理由は？

### 3.11 第3章第4節の3 健全な水環境の確保

健全な水環境の確保のために必要な場合には水利権を制限することを明記する必要はないでし

ようか？（ダムからの最低放流量，堰からの取水制限）

### 3.12 第3章第5節の1 動植物の生活環境の保全・再生

ここでは「持続に関する2つの原則」だけが引用され，見出しにある再生については言及されていない理由は？

### 3.13 第3章第5節の2 良好な景観の保全・創出

ここでは精神的な目標だけが書かれ，景観破壊行為の禁止，改善（創出）すべき景観について書かれていない理由は？

### 3.14 第3章第5節の4 水質の向上

目標水質が明記されていない理由は？（法規的な水質基準か，武庫川らしさを保つための水質基準か？）

## 4. 第4章について

### 4.1 第4章第1節 洪水，高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

堤防を強化して現況河道で2,900 m<sup>3</sup>/sを流下させる（H16年水害時には現況河道で流下させることができた）技術的可能性について説明してください。

### 4.2 第4章第1節の1の(1)の 下流築堤区間（・・・）

図4.1.1で，河道満杯まで水位がきた場合の現況流下能力がこの区間では示されていません。これは堤防強化の問題とも関連して重要ですので，図示してください。（質問2.3と重複）

図4.2.3で河床が横断方向に傾斜していますが，水平な形に掘削しても河道は安定するのでしょうか？検討内容の概要もあわせてお答え下さい。

天井川区間について，その他の下流築堤区間とは異なる対策が必要ではないでしょうか？溢水を防げば水害は起こらないという机上論だけですべてOKでしょうか？

### 4.3 第4章第1節の1の(1)の 下流部掘込区間（・・・）

当面は1,900 m<sup>3</sup>/sを安全に流下させることになっていますが，当面とはどの程度の期間ですか，またその後整備計画期間（約20年後まで）に何をしますか？

### 4.4 第4章第1節の1の(1)の 中流部（名塩川～羽束川合流点）

パラペット施工の目標流量を示してください。

### 4.5 第4章第1節の1の(1)の 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川

それぞれの目標流量とだけ書かれていますが，数値を示してください。

図4.1.6との対応を明示してください。

#### 4.6 第4章第1節の1の(1)の 下流部築堤区間の堤防強化(・・・)

堤防強化の技術的目標を示してください(例えば河川水位について,あるいは地震動について)

#### 4.7 第4章第1節の1の(2)の 新規遊水池の整備

新規遊水池の甲武橋流量に対する効果を明示してください。

#### 4.8 第4章第1節の1の(2)の 青野ダムの活用

甲武橋流量に対する効果を明示してください。

#### 4.9 第4章第1節の1の(2)の 洪水調節施設の継続検討

戦略的環境アセスメントは実施要領がまだ決まっていないので,今は実施できないといいながら,新規ダムを整備計画に盛り込むための地ならしとして環境影響調査を実施してきた経過があります。このような環境影響調査を総括することなく,「環境保全に配慮してもなお」というあいまいなことを記述するのは,県民の税金を預かるものとしては無責任ではないでしょうか?

社会的合意に時間がかかる,としています,社会的合意に向けてこれまでどんな努力をしてきたか,流域委員会での審議をどのように見るのか,これからどのような努力をしてゆくのかを明らかにしてください。

#### 4.10 第4章第1節の2 流域対策

水田貯留について,実施に向けたこれまでの検討を無視するような表現になっている理由は何ですか?

農地の流水地としての利用について何ら方針を示さないのは何故ですか?

#### 4.11 第4章第1節の3 減災対策

ここでの記述では水害のハザードとリスクの区別をきちんとしたものと受け取れませんが,これについて河川管理者としての認識を示してください。

適切な土地利用をおこなうための活動や規制・誘導について何も書かれていないのはなぜですか?

#### 4.12 第4章第2節の1の(1) 流水利用の適正化

「利水者の理解と協力」という一面だけを記述するのは不適切ではないでしょうか?河川管理者も利水者の努力に理解と協力する,との記述もあって初めて,真の理解と協力が実現するのではないのでしょうか?

#### 4.13 第4章第2節の1の(2) 適正な水利用

渇水リスクが増しているという事実があれば説明してください。



#### 4.14 第4章第2節の3の(1) 保水・貯留機能の保全

開発による森林の土地利用の変更を許容できる限界を明示してください。

#### 4.15 第4章第3節の1 動植物の生活環境の保全・再生

「2つの原則」を堅守する旨の記述がない(適用して保全・再生を図るという記述はある。再生のための手段の記述はない)のはなぜですか？

過去の河川改修によって失われた生態系を再生する旨の記述がないのはなぜですか？

#### 4.16 第4章第3節の1の(2)の 武庫川上流部(・・・)

名塩川合流点～岩鼻橋の区間についての記述がないのはなぜですか？

原案の本文では岩鼻橋と山崎橋の位置がわかりません。

#### 4.17 第4章第3節の1の(3) 天然アユが遡上する川づくり

アユの生育のために望ましい藻類(珪藻, 緑藻など)の生育条件の整備についてはどのように考えていますか？

#### 4.18 第4章第3節の2 良好な景観の保全・創出

治水のために人工的に管理されている高水敷や堤防上では, 樹木の生育条件が自然状態と異なっています。また洪水調整による人為的流況変化の影響もあります。このような環境下で樹木を正常な状態に保つためには適切な樹木更新を図る必要があると言われていています。これについても言及が必要ではないでしょうか？

#### 4.19 第4章第3節の4の(2) 水質調査等の継続実施

どういう水質・底質を目指すかという水質目標を明らかにした上で水質・底質調査の具体的方法を定める必要があるのではないのでしょうか？(汚濁水質の改善だけを目指し, それ以上は目指さない?)

#### 4.20 第4章第4節の3 モニタリング

あまりにもお座なりなことが書いてありますが, 武庫川流域の降雨 - 流出応答を正しく定式化するため, また土地利用の変化や森林施業が流出特性に及ぼす変化を武庫川流域について定量的に明らかにすることは必要ではないのでしょうか？

2010.02.02 武庫川流域委員会  
委員 田村博美

第55回流域委員会に提出された武庫川水系河川整備計画（原案）について以下の質疑および意見を提出しますのでよろしくお願いいたします。適切な時期に説明したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

とくに明記しない限り資料3「武庫川水系河川整備計画（原案）」（以下本文とする）および第55回流域委員会資料5-2の「武庫川流域委員会からの提言と河川整備計画（原案）等との対比」に基づきます。

### 質疑および意見

1. H19年10月31日の武庫川水系河川整備基本方針（案）の策定にあたっての中で「1河川整備基本方針とは・・・計画期間等の時間軸を持たず・・・」とありましたが、資料5-1P4の図では整備計画第1期から第2期、第3期というように20年～30年の事業を積み上げた結果到達するような構図になっていますが、「時間軸がある」と理解すべきだと思いますが如何でしょうか。たとえば60年間で達成するような目標など。「基本方針」の内容は単なる理念や理想像でなく着実に「整備計画」の中に位置づけて時間をかけて実現していくという内容にすべきと考えます。

2. 整備計画に新規ダムをとりあえず位置づけないという河川管理者の方針については一定の評価をします。しかし、本文P3、資料5-2NO5「その必要性・実現性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。」とありますが、

①検討継続の内容はどのような内容でしょうか。また外部への検討内容および結果の報告等はどのようにされるのでしょうか。

②調査・予算措置はどのようにするのでしょうか。

③具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについてどのようなプロセスで検討するのでしょうか。重要内容であるので本文にたとえば「新たに流域委員会を設置して協議検討する」など明記すべきと考えます。

その場合後段の本文P65「河川整備計画のフォローアップ委員会（仮称）」を設けて、施策の実施状況等について意見を聴く。」との関係やそれぞれの位置づけはどのようになりますか。

3. 本文P2、P3、P34他「千苺ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等・・・」と千苺ダムと新規ダムを同レベルで必要性や実現性について記述していますが、千苺ダムは既存施設の改築・改良であり、対象は水道事業者であり、一方新規ダムは環境保全、景観保全、社会的多様な層との合意、社会経済動向など幾多の課題検討とかなりレベルに差があると思います。

これらを同等に扱うのではなく、まずは千苺ダムの治水機能付加に向けて真剣に取り組む姿勢を記述していただきたいと考えます。

4. 本文P13内水面漁業について、「近年武庫川にも天然アユの遡上が確認された」ことを明記してほしい。

5. 本文P29丹波地域の地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）では「武庫川が地域景観の重点軸として位置づけられている。」としているが、P61で、下流地域について「各市が景観に関する条例を制定し・・・努めていく。」と「武庫川を地域景観の重点軸」として積極的にとらえようとする意志が見えてこない。県が呼びかけて下流域阪神地域の「地域景観マスタープラン」を策定できないか。

6. 本文P31の流域連携の現状の中で、「武庫川上流ルネッサンス懇談会」はH18年に阪神北県民局長が設置した」とありますが、年間どの程度の予算でどのような活動を実施したのですか。「武庫川流域環境保全協議会」についても教えてください。

また、上流で積極的に川づくりを支援し、各種活動を支援できるのであれば多くの課題を抱える中流域や

下流域で阪神北および南県民局長が合同で「武庫川下流ルネッサンス懇談会（仮称）」などを設置し積極的な支援体制が可能であると考えますが如何でしょうか。P64にはそのようなより具体の記述が必要と考えます。

7. 本文 P37 甲武橋流量 3510m<sup>3</sup> とあるがこの前提条件として、「\*実績降雨が将来の土地利用（市街化区域が全て市街化された状態）に降った場合の計算流量」となっている。整備計画の計画スパン 20 年という期間であれば現状の市街化区域面積と現在の市街化充填度および近い将来の市街化区域面積のより精度の高い情報に基づき計算できるのではないか。また参考までに現在の充填度での試算はできないのでしょうか。

8. 本文 P42 潮止堰の撤去時期はいつ頃になりますか。天然アユの遡上や多様な生物の回帰を少しでも早く実現する必要があると思います。

9. 本文 P52 の減災対策の記述がかなり議論し提案した割には単調であると感じます。具体的内容は「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）県原案」の「参考資料」を見ないと出てこないのですが、本文にも土地利用規制や耐水建築化などもう少し積極的な記述をお願いします。

10. 本文 P65「新たに学識経験者と地域住民で構成する「武庫川水系河川整備フォローアップ委員会（仮称）」を設けて、施策の実施状況等について意見を聴く。とありますが①意見を聴くだけで計画の見直しや提案に応じるということはないのですか。②地先の住民だけでなく流域一環としての視点で判断することも必要です。その意味で「流域住民」という表現も付加すべきと考えますが如何でしょうか。

11. 資料 5-2P51NO276 の武田尾峡谷の旧国鉄廃線敷の整備について、「今回は事業を実施しないため整備は困難」とありますが、非常に多くの人々が訪れ、阪神間の貴重な自然景勝地であり近代鉄道遺産としても重要であると考えます。事業をしないから何もしないという姿勢ではなく、積極的な対応を図るよう JR 西日本、西宮市、宝塚市等と協議組織を持ち具体策を講じる必要があると考えます。

12. 武庫川水系河川整備計画（原案）全体を通して、これまで議論してきた内容や具体の提案について①基本方針の重要な軸の一つであった「「まちづくり」と一体となった川づくり」を具体にどのように進めようとしているのか見えてきません。「それぞれの地域の個性を尊重しながら」「・・・と連携して取り組む」「地域住民等との参画と協働のもとで進めていく」などの記述で抽象化されていると感じました。

整備計画（原案）が （河川対策）（流域対策）（減災対策）の 3 本立てで終始しているからであると思います。この課題については「武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）」を設置し、「武庫川流域総合治水推進計画（仮称）」を策定することになっています。

基本方針の議論の中で「武庫川百年の川づくり」と「まちづくりと一体となった川づくり」を提唱し、その基軸として流域連携を提案してきました。武庫川づくりはまちづくりと一体であるという認識で流域市民や自治体、企業、各種団体の参画と協働のもとに進めるということであるなら「武庫川流域総合川・まちづくり連携協議会（仮称）」等を設立して多様な視点から検討・協議し、具体的に川・まちづくりを動かしていくようなことが必要であると考えますが如何でしょうか。

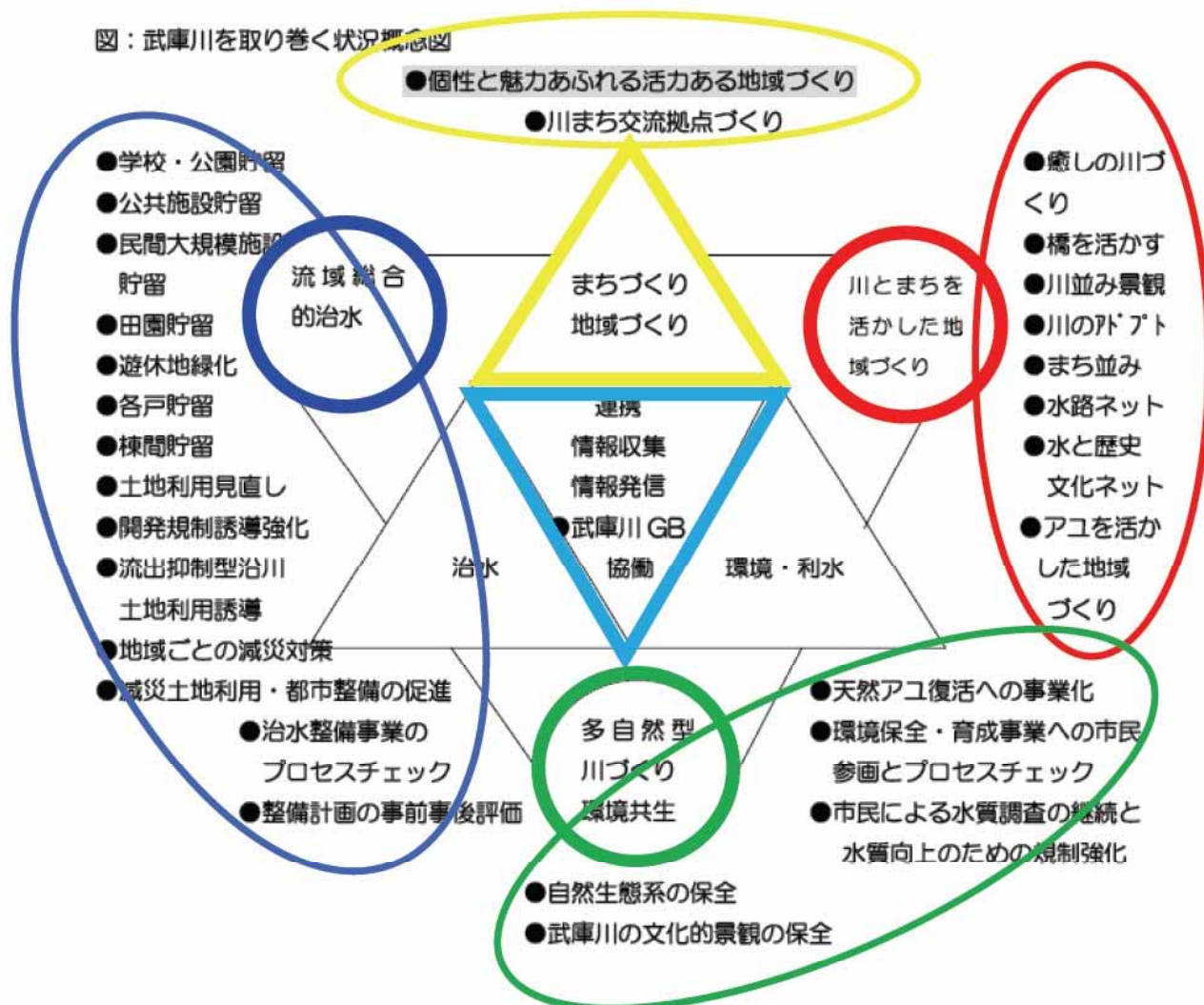
②「流域連携」についても運営委員会で提案し議論しましたがほとんど積極的な記述が見られません。

参考資料として以前提示しました「武庫川に関わる課題と「武庫川づくりのための協働による取り組みと分野」」の図を提示します。河川対策、流域対策、減災対策以外にこのように武庫川の抱える課題は非常に多岐にわたります。これらをどのように分担しながら流域の連携と協働によりやり遂げるかが重要なキーであると思います。このような内容を具体にどのように進めるのかも含めて「武庫川らしい整備計画」となるようさらに検討努力してください。

# 武庫川に関わる課題と「武庫川づくりのための協働による取組と分野」

20091023 田村博美（案）

図：武庫川を取り巻く状況概念図



## ■「(仮称)武庫川フォローアップ委員会等の主活動

①流域委員会以降河川整備基本方針、河川整備基本計画のフォローアップやプロセスチェックを行う組織が必要。

②河川整備計画を実施に移す際の地域毎の計画づくりへの市民参加組織づくり。協働の河川整備を進めるためのプラットフォームづくりと計画・事業チェックが必要。

## ■「武庫川づくりと流域連携を進める会」等が主体となって取り組む活動

①川づくりの治水・利水・環境分野と一体・連携して川を活かしたまちづくり・地域づくり活動を行う。

②そのための流域連携活動、情報収集・発信、流域市民や活動団体との協働、川まちづくりへの呼びかけを行う。武庫川に関する情報誌「武庫川ガイドブック」を作成し活用する。

③市民の各層が楽しく武庫川を知り、武庫川にふれることから武庫川の環境改善に向けた活動を行う。

④武庫川とまわりのまちや都市の歴史・文化を楽しく勉強し川を舞台とした地域づくりを考える。